

## 告示事項変更手続きの流れ

地縁による団体（自治会・町内会等）がされる手続き

### 告示事項

- ◆ 名称 ◆ 規約に定める目的
- ◆ 区域 ◆ 事務所所在地
- ◆ 代表者の氏名及び住所
- ◆ 裁判所による代表者の職務停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- ◆ 代理人の有無
- ◆ 規約に定める解散の事由

### 総会の開催

総会で変更事項が議決されたことを証する書類の作成  
（議長・議事録署名人の署名、捺印が必要）

### 告示事項変更申請書（第5号様式）の提出

#### 【提出書類】

- ・ 告示事項変更届出書（第5号様式）
- ・ 総会資料
- ・ 議事録（変更事項が議決された事が記載）
- ・ 議長・議事録署名人の署名、捺印

提出

市役所手続

書類審査

1週間程かかります

告示

変更された告示事項を告示

地縁団体証明書（地縁団体の台帳の写し）は、告示後に発行することができます。